

エレベーターの使用について

1. エレベーターを使用するのは次のような場合である。
 - ・車椅子の使用者およびその介護者、怪我等で階段昇降が困難な者。
 - ・階段移動では困難な重い荷物を運ぶ時や、その他緊急時のみ。
2. 事故防止のために定員(積載荷量)を守り、乱暴な扱いをしないこと。
3. エレベーター内からの緊急連絡先はBブロック職員室と事務室(警備)である。
エレベーターは地震時・停電時には自動的に最寄階に着床・開扉し、火災時には避難階(一階)へ直行・休止するようになっている。